

相模原市公告

相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）第5条の規定により、「南清掃工場の余剰電力売却（非バイオマス分（nonFIT）」）ほか1件の案件について、次のとおり条件付一般競争入札を執行する。

令和2年1月20日

相模原市長 本村 賢太郎

1 入札に付する事項

（1）入札番号及び件名

6001 南清掃工場の余剰電力売却（非バイオマス分（nonFIT））

6002 北清掃工場の余剰電力の売却

（2）売却内容

仕様書のとおり

（3）契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

（4）履行場所

相模原市南区麻溝台1524-1

相模原市緑区下九沢2074-2

（5）その他 別紙「入札案件概要書」のとおり

2 入札方法等に関する事項

（1）かながわ電子入札共同システム内「電子入札システム」（以下「電子入札システム」という。）により入札等を行う。紙入札は、電子入札運用基準（平成18年4月1日施行）「8 紙入札の取扱い」によるものとする。

（2）入札金額の記載については、次のとおりとする。

ア 入札書に記載された金額の100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額をもって落札価格とする。

イ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。

（3）入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格以上の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は電子入札システムにより開札日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に再入札通知書を発行する。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者または1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成8年4月1日施行)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められないこと、又は、法人等(法人又は団体をいう。)である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。)第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (7) 公告日前日において、相模原市契約規則に基づく令和元年・2年度競争入札参加資格者として認定され、別紙「入札案件概要書」に定める参加条件(認定済営業種目・資格等)に該当すること。
- (8) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始に申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定が確定している者を除く。)でないこと。

4 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市企画財政局財務部契約課

電話 042-769-8217(直通)

ホームページURL <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

5 入札参加申請及び入札・開札に関する事項

別紙「入札案件概要書」のとおり

注：入札参加資格の有無については、確認通知書により行う。

注：入札書受付締切日時は、紙入札の場合も同様とする。

また、開札は電子入札システムにおいて行うため、原則として入札者の立会いは要しない。ただし、立会いを希望する場合は、開札日前日までに「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」に連絡すること。

なお、開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければならない。

6 入札参加資格の喪失に関する事項

- (1) 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失する。
- (2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、入札参加資格喪失届を必ず提出すること。

7 入札説明書（仕様書）に関する事項

- (1) 仕様書及び内訳書（落札者が落札決定の翌日までに提出）書式（EXCEL 形式）については、電子入札システムの「調達案件概要」画面の備考欄に記載したパスワードにより、相模原市ホームページ「入札・契約情報」からダウンロード可。
（トップページ、産業・ビジネス、入札・契約情報、工事・コンサルなどの入札情報、入札情報（工事・コンサル）、条件付一般競争入札の設計図書ダウンロード）
- (2) 質問及び回答
質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり
質問は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「質問回答書（電子入札用）」により作成し、電子入札システム内で添付ファイル形式（Word 形式）により提出すること。
- (3) ダウンロードにより配布する仕様書は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。

8 入札保証金に関する事項

契約規則第 8 条第 3 号により免除とする。

9 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 予定価格以上で、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 原則として、落札者の決定は開札日とする。
- (3) 最高札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。
- (4) 落札者決定通知書は電子入札システムにより通知する。
- (5) 落札者は決定の翌日までに内訳書を提出すること。

10 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 入札参加を確認した者で、落札決定までに「3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」を満たさなくなった者がした入札
- (2) 政令第 167 条の 4 に定める入札参加資格のない者がした入札
- (3) 契約規則第 16 条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札
- (4) IC カード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続きをしないまま入札に参加した入札書
- (5) 他人名義の IC カードを不正に取得し、使用して行った入札書

(6) ICカードを不正に使用した入札書

(7) 次に掲げる不備があった紙入札書

- ア 入札者等の記名押印及び訂正印がないもの
- イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
- ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
- エ 公告に示した案件名の記載がないもの
- オ 所定の日時までには到達しないもの
- カ 封筒に入札書を2通以上入れたもの
- キ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
- ク 紙入札の承認を受けていないもの

1.1 入札の中止等に関する事項

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消しとなった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

1.2 契約保証金に関する事項

原則として、落札金額の10分の1以上を契約時までには納付すること。ただし、第34条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号の規定に該当する場合は免除する。

1.3 支払の条件に関する事項

計量後、市が交付する納入通知書により、当該契約に係る売払代金を市の指定金融機関に納付しなければならない。

1.4 異議の申立てに関する事項

公告、入札説明書等についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできない。

1.5 契約の条件に関する事項

- (1) 相模原市は、令和2年度において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。
- (2) 前号の規定により相模原市がこの契約を解除し、落札者に損失が生じた場合は、落札者はその損失の補償を相模原市に対して請求できるものとする。この場合における補償額は、互いに協議して

定める。

1.6 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。
- (2) 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル(平成16年6月1日施行)によるものとする。
- (3) 落札決定後、契約締結までの間に、「3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」を満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。
- (4) 手続等の詳細及びこの公告に規定のない事項については、「契約規則」、「電子入札運用基準」、「相模原市物品購入(工事に使用する物品以外)に係る電子入札実施要領」及び「相模原市物品購入等に係る一般競争入札要領」によるものとする。